加須市ふるさとづくり寄附（ふるさと納税）に係る特典の協力事業者募集要領

（平成２８年６月２０日市長決裁）
（令和２年５月７日一部改正）
（令和２年１１月１日一部改正）
（令和３年１２月８日一部改正）
（令和８年１１月１日一部改正）

１　目的

ふるさと納税制度（※）による加須市への寄附促進と地元返礼品等のＰＲ・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対し、御礼の品として贈呈する商品や体験型のサービス等（以下「返礼品等」という。）を提供いただける協力事業者を募集します。

※ふるさと納税制度とは

ふるさと納税は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、地方公共団体に対する寄附金税制が見直され、創設された制度です。

ふるさと納税は、一般的には「納税」という名称で認知されていますが、実際には、自分が生まれ育ったふるさとや関わりの深い地域を大切にしたい、応援したいという善意の気持ちを「寄附」という形であらわすものです。

加須市では、平成２７年度から寄附者への感謝の気持ちとして、返礼品等を贈呈しています。

２　協力事業者の要件

下記の(1)～(3)の要件を全て満たしていること。

(1)　生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。

(2)　代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

(3)　市税等の滞納がないこと。

※なお、上記の要件を全て満たす場合であっても市が協力事業者として適当でないと認めるときは、参加できないものとします。

３　募集する返礼品等の要件等

(1)　次のアからオまでの要件を全て満たしていること。

ア　下記の総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）第5条のいずれかに該当する返礼品等であること。（総務省が定める基準及び関係通知に適合すること。変更後の基準に合致しないときには、返礼品等としての取扱いを取消すことがあります。）

イ　加須市の魅力を伝えることができ、加須市のＰＲにつながる要素を持つ返礼品等であること。

ウ　品質及び数量において、安定した供給が見込まれるものであること。ただし、期間又は数量を限定して提供するものについては、その定められた期間内又は数量の範囲内で安定した供給が見込まれるものであること。

エ　飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限又は消費期限が確保されるものであること。

オ　食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法その他関係法令を遵守し、違反していない返礼品等であること。

(2)　(1)の規定にかかわらず、換金性の高い品など、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品等はお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3)　返礼品等の価格は、梱包料等その他必要経費及び消費税等を含む額とします。（送料を除く。）また、寄附金額は、返礼品等の価格が３割以下となるよう、加須市で配送に要する費用等を考慮して、５００円単位で設定します。

(4)　返礼品等の配送に要する費用は、加須市が負担します。

■　地場産品基準とは、次のアからケまでのいずれかに該当するものであること。

ア　加須市内において生産されたものであること。

イ　返礼品等の原材料の主要な部分が加須市内で生産されたものであること。

ウ　返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分が加須市内において行われることにより、相応の付加価値が生じているものであること。

エ　加須市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

オ　加須市の広報の目的で生産された加須市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の

特徴から加須市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

カ　アからオまでのいずれかに該当する返礼品等と、当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

キ　加須市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が加須市に相当程度関連性のあるものであること。

ク　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

(ｱ)　加須市が、近隣の他の市区町村と共同で、これらの市区町村の区域内においてアからキまでのいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

(ｲ)　埼玉県が、県内の複数の市区町村（加須市を含む。）と連携し、当該連携する市区町村の区域内においてアからキまでのいずれかに該当するものを埼玉県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

(ｳ)　埼玉県が、県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該市区町村がそれぞれ当該地域資源を返礼品等とするもの

ケ　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していたアからクまでのいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代わるものとして提供するものであること。

４　協力事業者のメリット

(1)　ふるさと納税ポータルサイト等に、返礼品等の名称、画像、内容、協力事業者名等を掲載します。

(2)　加須市のホームページに（1）のふるさと納税ポータルサイトへのリンクを掲載します。

(3)　リーフレットその他市が発行する印刷物に、返礼品等の名称、画像、内容、協力事業者名等を掲載する場合があります。

(4)　返礼品等の発送時に、自社に関するパンフレットを同封することにより、自社の商品の販売促進及びＰＲを行うことできます。

【事業イメージ】

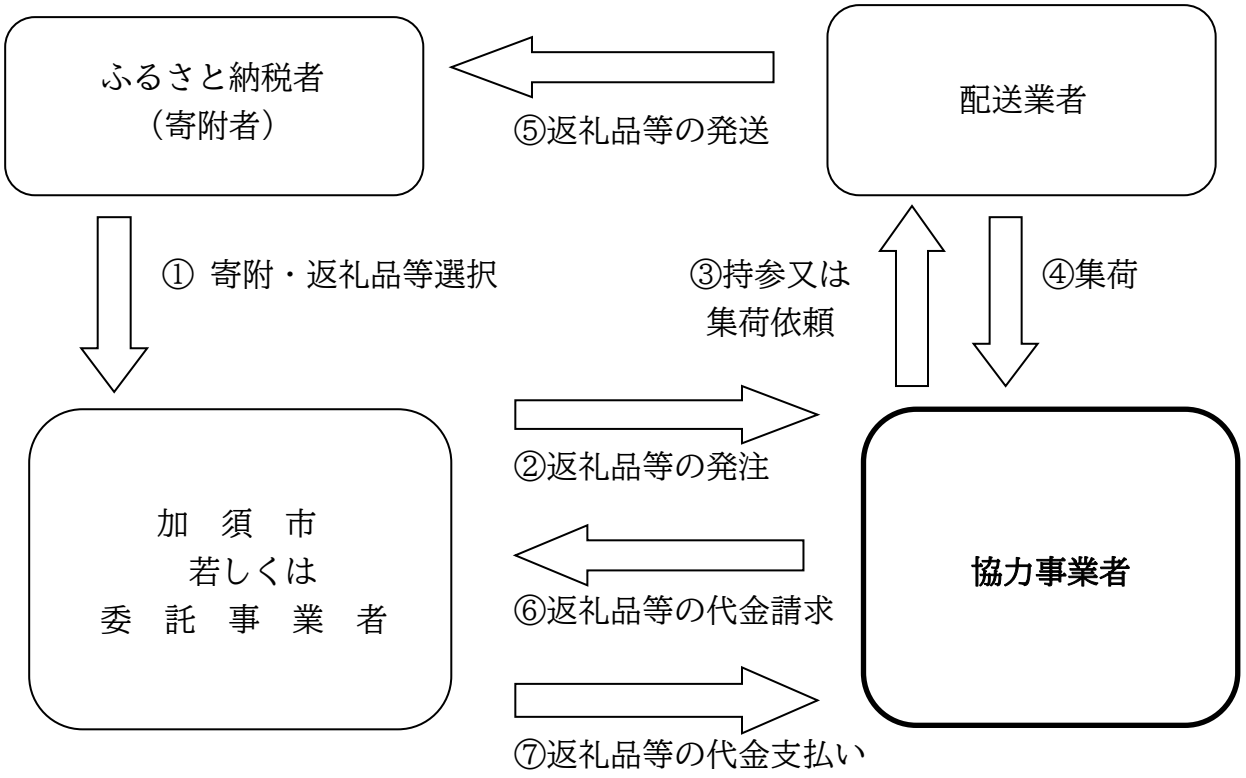
ふるさと納税者
（寄附者）
⑤返礼品等の発送
配送業者
① 寄附・返礼品等選択
③持参又は
集荷依頼
④集荷
②返礼品等の発注
加　須　市
若しくは
委　託　事　業　者
協力事業者
⑥返礼品等の代金請求
⑦返礼品等の代金支払い

5　申込方法

(1)　協力事業者の申込

「加須市ふるさとづくり寄附返礼品等　協力事業者申込書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、郵送、持参又はメールにより、政策調整課へ提出してください。

提出先

〒347-8501　加須市三俣二丁目１番地１
加須市役所　政策調整課　（本庁舎３階③窓口）
Mail：seisaku@city.kazo.lg.jp

(2)　返礼品等の登録

登録を希望する返礼品ごとにエントリーシートを作成し、メールにより次の委託事業者へ提出してください。

提出先

加須市ふるさと納税センター
Mail：furusatog@lions-ladies.or.jp

6　個人情報の保護

(1)　協力事業者は、本事業に係る業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

(2)　協力事業者は、寄附者の個人情報を、返礼品等の送付その他本事業に係る業務の遂行に必要な目的以外に使用してはなりません。

7　その他留意事項

(1)　協力事業者は、申込みをした返礼品等の内容を変更し、又はその提供を辞退しようとするときは、あらかじめ市に報告するものとします。

(2)　協力事業者は、返礼品等の品質等について、寄附者から苦情があったときは、誠実に対応するとともに、その内容及び対応状況を市に報告するものとします。

(3)　市は、協力事業者又は返礼品等が「２　協力事業者の要件」又は「３　募集する返礼品等の要件」に定める要件を満たさなくなったと認めるときは、その登録を取消すことができるものとします。

(4) 市は、本要領の履行状況について、協力事業者に報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとします。

(5) 協力事業者は、法令遵守を確保できる書類を整備し、保存するものとします。

問い合わせ

〒347-8501　加須市三俣二丁目１番地１
加須市役所　政策調整課
TEL：0480-62-1111　　FAX：0480-62-5981
Mail：seisaku@city.kazo.lg.jp